第2章



2 都市づくりの目標



I 都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの理念

本市は森林公園やため池などの豊かな自然に恵まれています。うるおいとやすらぎのあるまちづくりを 実現するためには、これからも、このすばらしい環境を守り育てていく必要があります。

また、総人口が減少に転じ、少子高齢化が一層進む中にあっては、まちづくりの方策も「成長型」から「成熟型」へと転換が求められています。このため、生活環境の質の向上を図り、誰もが「住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい」と思える魅力あるまちづくりを進める必要があります。

そのうえ、大規模災害の発生や犯罪の増加によって、安全で安心なまちづくりが求められているとともに、急激な社会経済情勢の変化や地方分権の一層の進展により、地域の活性化と、選択と集中に基づく財政運営が喫緊の課題となっています。このため、市民と行政がともに手をたずさえ、着実にまちづくりを進める必要があります。

これらの多様な課題に対応するため、都市計画マスタープランにおける都市づくりのテーマを

ともに育てる 笑顔とうるおい あふれるまち

と定め、次に掲げる3つの理念に基づき都市づくりを進めます。

緑と水に彩られたまちづくり

本市の特徴である緑豊かな公園やため池を活かしたうるおいのあるまちづくりを進めるとともに、優良農地の保全によって、環境負荷の小さいまちづくりを進めます。

活力とやすらぎのあるまちづくり

商工業が盛んな、駅周辺や幹線道路沿いの活力を生み出す地域や、住宅地などのやすらぎを感じる 地域など、それぞれの特性に応じたまちづくりを進めます。また、公共交通の充実や、防災防犯への配慮 によって、すべての市民が、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

ともにつくるまちづくり

地域コミュニティの活性化を図り、市民や事業者、行政による協働 (パートナーシップ) のまちづくりを進めます。また、自主自立のまちづくりを目指すとともに、歴史や伝統、文化などを守り、育て、活用し、個性的で魅力あふれるまちづくりを市民とともに進めます。

2 都市づくりの目標

「都市づくりの理念」を踏まえ、都市計画マスタープランにおける「都市づくりの目標」として、次の3つを設定します。

「緑と水に彩られたまちづくり」の実現のために

- ●緑地や河川、ため池などの豊かな自然を守り育てるとともに、レクリエーションや交流の場として活用し、 健康でうるおいのあるまちづくりをめざします。
- ●農業生産だけの場ではなく、緑地空間や良好な景観形成をもたらす優良農地を保全し、心地よいまちづくりをめざします。
- ●公共公益施設や民有地の緑化を進め、緑豊かな都市景観の形成をめざします。
- ●地域の特性に応じた適切な都市計画により、調和のとれた秩序ある土地利用を進め、快適に生活できるまちづくりをめざします。
- ●公共下水道の整備を進め、快適で衛生的なまちづくりをめざします。
- ●身近な場所で手軽に健康づくりができる環境整備を進め、健康に暮らせるまちづくりをめざします。

□「活力とやすらぎのあるまちづくり」の実現のために

- ●商工業の活性化や鉄道駅周辺の都市施設の整備を進め、人が集い、にぎわいあふれるまちづくりをめざします。また、本市の持続的な活力を支えるため、良好な立地条件を活かして働く場の創出を図り、職住近接のまちづくりをめざします。
- ●公共交通の充実や道路の整備などによって、円滑な道路交通ネットワークの実現をめざします。
- ●子育てしやすく、高齢者が安心して住み続けることができるよう、都市施設のバリアフリー化を進め、都市機能の集約化を図ることで、生活機能がまとまった、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをめざします。
- ●耐震化の推進や延焼の防止、雨水対策の実施などにより、地震や火災、局所型の豪雨に対応できる まちづくりをめざします。
- ●生活道路の整備など基盤整備が進んでいない地域については、地域の特性を活かした様々な整備 手法を含め検討し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

「ともにつくるまちづくり」の実現のために

- ●地域コミュニティを活かし、人と人とが気軽にふれあい、助け合うことのできる、温かい交流に支えられた暮らしのできるまちづくりをめざします。
- ●市民と事業者、行政が協働で、時間をかけてじっくりと解決策を検討する堅実なまちづくりをめざします。
- ●社会経済情勢が「成長期」から「成熟期」に移行する中、これまでの行政主導による開発型のまちづくりから、土地利用の適正な規制と誘導を念頭に置いた市民との協働によるまちづくりへの転換をめざします。

■歴史、文化、祭りなどの地域資源や既存の都市施設などを活かしつつ、個性的で活気に満ちたまちづくりを目指します。

【参考】

※「都市づくり」と「まちづくり」の使い分けについて

本計画においては、市全体を対象として捉える場合は「都市」とし、地域を対象として捉える場合は「まち」として表現しています。

このため、「都市づくり」とは市全体を対象とした取り組みを示し、「まちづくり」とは市内の地域を対象とした取り組みを示しています。





Ⅱ 都市構造

1 都市構造の基本方針

都市構造とは、都市づくりの理念や目標を実現するため、現在のまちの現状を踏まえつつ、将来の望ま しい姿を、まちの骨格となる土地利用、拠点、軸などにより空間的に示したものです。

都市計画マスタープランでは、その都市構造の基本方針として、次の3つを定め、都市づくりを進めます。

うるおいが感じられる一体的な都市形成

- ●うるおい拠点の形成
- ●うるおいゾーン(森林・農業)の保全
- ●うるおい軸(緑・水)の形成
- ●うるおい拠点とやすらぎゾーン(住居)をつなぐ生活軸の強化

活力を維持・向上する都市形成

- ●活力拠点、地域拠点及び活力軸の形成
- ●働く場を確保する新たな活力ゾーン(工業など)の形成
- ●人口の維持・増加を支えるやすらぎゾーン(住居)の充実

やすらぎのある暮らしやすい都市形成

- ●やすらぎゾーンの質の向上
- ●活力拠点や地域拠点と、やすらぎゾーンをつなぐ生活軸の強化
- ●市内を結ぶ公共交通や歩行者道の充実

2 ゾーンの方針

(1) うるおいゾーン

- ●森林公園や数多くのため池、矢田川河川緑地などは、都市の環境や風致を維持する重要な要素であるため、自然環境の保全やレクリエーションの場としての活用を図ります。
- ●市街化調整区域に広がる優良な農地については、農業生産だけの場ではなく、都市の環境を維持する重要な要素であるため、その保全を図ります。

(2) 活力ゾーン

- 「活力拠点」や「活力軸」周辺にある商業地域については、本市のにぎわいや地域の生活を支える土地利用として充実を図ります。
- ●工業地域としての「活力ゾーン」については、まちの活力を支える土地利用として、周辺の住環境や農業環境に配慮するとともに、その充実を図ります。

(3) やすらぎゾーン

●良好な住環境を提供する「やすらぎゾーン」については、基盤整備状況など地区の特性に応じた 住環境の維持又は改善を図ります。

3 拠点の方針

(1) うるおい拠点

●森林公園を中心とする北部丘陵地や小幡緑地、城山公園、新池公園などを「うるおい拠点」と位置づけ、本市に欠かせない重要な財産として守り、広域的なレクリエーションの場として充実を図ります。

(2) 活力拠点

●尾張旭駅及び三郷駅周辺については、本市の中核となる「活力拠点」として、商業・業務・文化 等の都市機能の充実を図るとともに、本市の重要な交通結節点として交通機能の強化を図ります。

(3) 地域拠点

●印場駅及び旭前駅周辺については、地域の中心となる「地域拠点」として、商業等の都市機能の 充実を図るとともに、交通結節点として交通機能の強化を図ります。

4 軸の方針

(1) うるおい軸

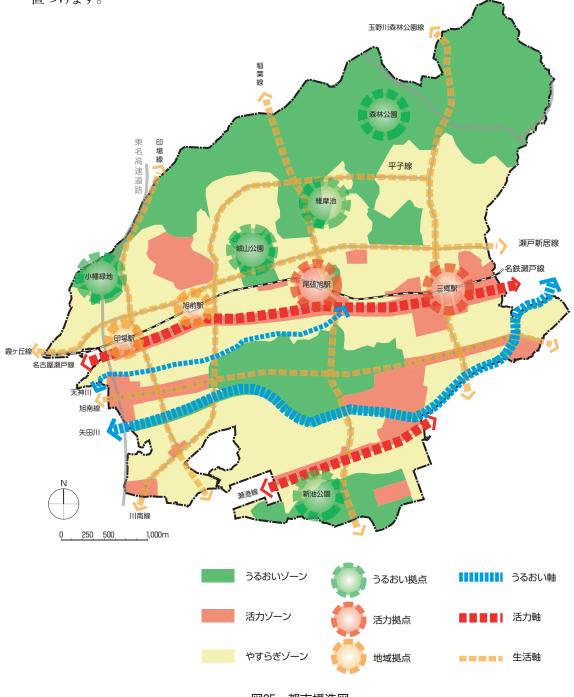
●矢田川と天神川を、「うるおい軸」として位置づけ、都市にうるおいをもたらす貴重な資源として、親 水空間の確保や水辺環境の保全等を図ります。

(2) 活力軸

● (都) 名古屋瀬戸線及び (都) 瀬港線については、本市のにぎわいの核となる 「活力軸」として位置づけます。

(3) 生活軸

- (都) 玉野川森林公園線、(都) 稲葉線、(都) 印場線、(都) 川南線及び(都) 平子線を「やすらぎ ゾーン」と「活力拠点」、「地域拠点」、「うるおい拠点」などと結ぶ「生活軸」として位置づけます。
- (都) 瀬戸新居線、(都) 霞ヶ丘線や (都) 旭南線を、名古屋市と瀬戸市を結ぶ「生活軸」として位置づけます。



Ⅲ 将来フレーム

1 人口フレーム

(1) 人口フレーム

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、都市計画マスタープランの目標年次(平成37年) における本市の総人口は81,723人と予測されています。(平成20年12月推計)

都市計画マスタープランでは、同研究所の推計や現在進行中の土地区画整理事業の計画人口を 踏まえ、目標年次人口を84,000人と設定します。

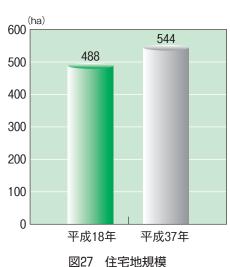


2 土地利用フレーム

(1) 住宅用地フレーム

平成37年の住宅地の規模は、人口フレームと望ましい 人口密度から推計し、平成18年の488haから56ha増加し た544haとします。

なお、増加分の住宅地の確保については、現市街化 区域内の住居系用途地域内の低未利用地、約150haを 有効に活用することを優先し、基本的に新たな市街地拡 大を行わないものとします。



四口 压力地水伊

(2) 工業用地フレーム

本市の製造品出荷額は、今後減少傾向となることが推計されますが、都市づくりの理念を実現するためには、産業の活性化が不可欠であり、企業誘致等を積極的に推し進める必要があります。このため、新たな工業用地の拡大は位置付けませんが、今後の土地利用の需要や社会経済情勢の変化などによって工業用地の確保が必要と判断された場合には、都市計画審議会等での審議を経た後に、見直しを行うこととします。

【参考】

※工業地の配置について

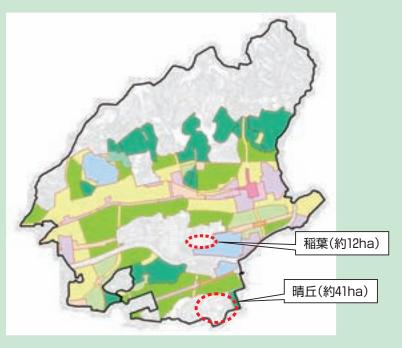
都市計画マスタープランの上位計画である「名古屋都市計画区域マスタープラン」 (平成22年度策定)では、次のとおり工業地の配置方針を掲げています。

第5章 主要な都市計画の決定等の方針(抜粋)

- 1 土地利用
 - (2) 主要用途の配置の方針
 - ウ 工業地

産業の動向や土地の利用転換などに合わせつつ、都市活力の維持・強化に向け、適切な工業用地の確保が必要です。東海環状自動車道、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道などのインターチェンジ周辺、主要な幹線道路の沿道や名古屋港の臨海部など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地や知の拠点の周辺に工業地を配置します。

市内でこの方針に適合する地域は、稲葉地区と晴丘地区の2か所が考えられます。



(3) 商業用地フレーム

近年の商品販売額は増加傾向にありますが、社会情勢を勘案すると、今後は現状維持又は減少傾向が続くものと予測され、大きな土地需要は想定されません。また、まとまった開発等ではなく個別立地への対応となることが想定されるため、今後は、新たに商業用地を拡大してその振興を図るのではなく、既存の用地の、より高度な利用を図ることによって対応することとします。